

○筑波大学学生表彰に関する規程

〔平成20年3月27日〕
〔法人規程第25号〕

改正 平成24年法人規程第37号
平成24年法人規程第56号
平成25年法人規程第6号
平成30年法人規程第69号
令和元年法人規程第40号

筑波大学学生表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。次条において「学群学則」という。）第59条第3項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。次条において「大学院学則」という。）第65条第3項の規定に基づき、学生表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生表彰委員会)

第2条 学群学則第59条第2項及び大学院学則第65条第2項に規定する「学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会」は、学生表彰委員会（以下「委員会」という。）とする。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学生生活を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）
- (2) 学長が教育研究評議会の意見を聴いて指名する大学教員 若干人
- (3) 学長が担当副学長の推薦に基づき指名する大学教員 若干人

3 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(基準)

第4条 学生表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体に対し行うことができる。

- (1) 筑波大学における卒業論文、修士論文又は博士論文、卒業制作又は修了制作、研究その他の学修の成果が優れていると認められるもの

- (2) 筑波大学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、筑波大学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (3) 社会活動において顕著な功績があったと認められるもの
- (4) その他前3号と同等の学生表彰に価する功績があったと認められるもの

2 前項各号の基準の適用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(手続)

第5条 学群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長は、当該教育研究組織の学生が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学生表彰の候補者として、担当副学長に推薦することができる。

2 学生団体の顧問教員（関係している大学教員を含む。）は、当該学生団体が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学生表彰の候補団体として、担当副学長に推薦することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、担当副学長は、学生又は学生団体が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学生表彰の候補者又は候補団体として自ら発議することができる。

第6条 担当副学長は、前条の規定により、学生表彰の候補者若しくは候補団体の推薦を受けたとき又は自ら発議したときは、委員会の議を経て、学生表彰の候補者又は候補団体を決定するものとする。

第7条 担当副学長は、前条の規定により学生表彰の候補者又は候補団体を決定したときは、その旨を学長に報告するものとする。

第8条 学長は、前条の報告に基づき、被表彰者又は被表彰団体を決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 学生表彰は、表彰状の授与をもって行うものとし、併せて記念品を贈呈するものとする。

附 則

1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学学生表彰に関する法人細則（平成16年法人細則第22号）は、廃止する。

附 則（平24.3.29法人規程37号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.9.7法人規程56号）

この法人規程は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（平 2 5. 2. 5 法人規程 6 号）

この法人規程は、平成 2 5 年 2 月 5 日から施行する。

附 則（平 3 0. 7. 2 6 法人規程 6 9 号）

この法人規程は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 1 2. 2 6 法人規程 4 0 号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第 5 条第 1 項の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。